

## 平成28年度 第3回小城市男女共同参画審議会 議事録

開催日時：平成28年10月26日(水) 午前9時30分～午前11時42分

開催場所：小城市役所 西館 2階 大会議室

出席委員：吉岡委員、福成委員、森永委員、古賀委員、西村委員、堤委員、百崎委員、  
大平委員、船津委員、半田委員、大迫委員、七島委員、藤井委員

事務局：(総務部 企画政策課)

熊谷企画政策課長、池田市民協働推進係長、山田主査

傍聴者数：0名

### 議 事 録

午前9時30分 開会

#### 1. 開 会

(企画政策課長) 皆さんおはようございます。只今より第3回小城市男女共同参画審議会始めさせていただきます。本日は皆さん大変お忙しい中、午前中にお集まり下さりまして本当にありがとうございます。本日の議題はレジメに書いておりますように、前回皆様からご指摘いただいたプランの体系と、プランの施策の方向、事業について審議をお願いします。資料を事前に送付させていただいていますがお持ちでしょうか。もし、お持ちでない場合はお知らせいただければお渡ししたいと思います。よろしいでしょうか。

本日は、原委員が欠席と言うことでご連絡をいただいております。お忙しい中、短い時間ではありますがご議論のほどお願いいたします。では、吉岡会長よろしく願いします。

#### 2. 議 事

(吉岡会長) 改めましておはようございます。今回は新しいプランの骨格の部分について議論しましたが今日は、肉付けの部分の前半が主体となっています。今日も活発な議論をお願いいたします。それではお手元の議事次第に従って、まず前回からの修正

点の説明からよろしくお願いいたします。

**( 1 ) 第 2 次小城市男女共同参画プラン ( 案 ) について**

**プラン体系 ( 案 ) について**

「資料 1 第 2 回小城市男女共同参画審議会の意見対応状況」

「資料 2 第 2 回審議会意見、事務局修正による変更前後のプラン体系 ( 案 ) 」

に基づき事務局より説明。

( 吉岡会長 ) ありがとうございます。今、お話いただきましたのは議事 ( 1 ) 第 2 次小城市男女共同参画プラン案について、プラン体系案について、前回議論した基本目標・施策の方向の骨格部分について、それに対する対応状況、質問に対する回答、それから前回議論した内容修正についてご説明いただきました。今のご説明について何かご意見、ご質問などありませんでしょうか。では、前回の審議会を受けて反映させられたものについては了承したということで大丈夫ですか。では、プラン体系については了承したものとしたいと思います。

それでは具体的な基本事業を含めた中身の話になりますが、議事、施策の方向、事業 ( 案 ) について、今日は、基本目標の ~ までの審議となっています。基本目標ごとに審議をしていこうかと思しますのでまず基本目標 からプラン案のご説明をお願いします。

( 市民協働推進係長 ) プラン案の説明の前にプランの最初の方、前回の第 2 回審議会のときに 1 ページから 19 ページまでを説明しておりましたが、再度確認して、アンケートの分析の部分の文言等を分かりやすいように修正をしています。修正部分については赤字で記載をしております。

**施策の方向、事業 ( 案 ) について**

「資料 3 第 2 次小城市男女共同参画プラン ( 案 ) 」

「資料 4 第 2 次小城市男女共同参画プラン体系一覧 ( 案 ) 」

に基づき事務局より説明。

**基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり ( P 20 ~ P 26 )**

(吉岡会長) ありがとうございます。「基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」の所について説明をいただきました。さくらプランの冊子の前の方から順次見ていきたいと思います。

まず基本目標全体の理念を掲げた 20 ページ目のところのみご覧いただきまして何か感じる点、追加目標などがあればご意見を出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(古賀委員) 基本的な考え方のところで先程、池田さんが読み上げられた時には、基本的な考え方の下から 2 行目のところですか。男女共同参画について理解を深めるための意識啓発活動を行います。と言われましたけれど、ここには意識が入っていないですけれどもいいのでしょうか。

(市民協働推進係長) 意識は入れず啓発活動です。読み間違っていましたすみません。

(古賀委員) 意識はいらないですね。はい。

(吉岡会長) では、気になる言葉遣いなど何かありませんか。

(半田委員) 悩んでいるのですが男女共同参画という言葉は男性と女性で、今は LGBT ということでその他の性という意識が広がっていますよね。今までの表現では男女がお互いにというように言っているのはどこかで直さなくていいのか、疑問というかどうかどうすればいいのかなと感じています。

(吉岡会長) そこは難しいところだと私も思っていて男女だと男女しかいないと思ってしまうところなのですが、男女共同参画に対してやはりまだまだ全体として男性と女性との格差があって、女性の地位を高めていくと課題が大きなものとしてはあると思います。後半の方には性的マイノリティという言葉も出てきますが、意識はしているということはこのプラン全体としてもはっきり示しつつ、全体としては男女ということではいかにざるをえないかなという風に...個人的には思います。この点いかがですか。何かご意見があれば...。ご指摘の通りだと私も毎回思いますけども。

半田さんのご指摘通りなのですが、そのままの男女という言葉で...

(半田委員) また数年後には何かいい言葉が出てくるかもしれませんね。

(吉岡会長) また気になることあれば思い出していただければと思います。

では、基本目標 施策の方向(1) 21 ページ目から 23 ページ目までについて何か

ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

些細な質問なのですが 22 ページ目の一番下の男女共同参画に関する図書はどこで見ることができるのでしょうか。

(市民協働推進係長) 小城市内に分館まで合わせて 4 箇所図書館があります。そこで男女共同参画に関する図書を購入していて、図書館でみることができます。

(吉岡会長) それと 23 ページ目の補助金というのは具体的にはどのような感じでしょうか。

(市民協働推進係長) 小城市では男女共同参画推進事業補助金というものがあります。まず個人への補助として、男女共同参画に関する全国の行政機関、市民団体等が実施する研修会への参加に関する負担金や旅費の補助、補助率 9/10、上限 5 万円。また、団体への補助として、男女共同参画に関する研修、啓発活動等開催に対する補助、補助率 8/10、上限 10 万円です。補助金の申請は例年、男女共同参画ネットワークさんだけという状況が今のところあります。

(吉岡会長) 件数が増えても対応できそうですか。

(市民協働推進係長) はいそうですね。

(半田委員) 図書はどのような本があるのか、図書のリストが手に入ればと思ったのですが。

(吉岡会長) 次回お願いします。

21 ページ目から 23 ページ目にかけてですが、他にもこんな事業がありうるのではないかなど何かありませんか。21 ページにも現況として書かれていますが冊子の最初の方にも市民意識調査をみても、性別役割分担意識には反対だという割合が今回ダウンしているというところもありますので、家庭からやっていく必要があるのかなということもあります。では基本目標 施策の方向(2) 24 ページ目から 26 ページ目までについていかがでしょうか。

(堤委員) 小さいことですが 25 ページの上の表の 8 番、男女別の職業感の感は観察の観のではないですか。学校でキャリア教育とかいう時の職業観は観察の観を使うので、調べていただければと思います。

(吉岡会長) ご指摘の通りだと思います。

(市民協働推進係長) 確認します。ありがとうございます。

(吉岡会長) その他にいかがでしょうか。

(半田委員) 26 ページ「生涯学習における男女共同参画の推進」と合わせてなのですが、

25 ページの「幼少期からの教育における男女平等意識の醸成」という幼少期からの教育という場合に特に幼少期もそうですけど、私どもが活動していて中学生のデートDV といえますか、男女の意識が固定したときに携帯をチェックしたりだとか、いわゆる男女間の揉め事が中学生ぐらいから起きるわけです。その辺のところは今からとても大事な課題かなと思っています。幼少期からポンと教育が飛んでいるので中学生・高校生の青年期みたいな表現があった方がいいかなと思っています。それとそこに対する教育といえますか、どこかのところで増やしていただけたらと思います。今、アバンセの方から中学校等行かれていますけれどもそういうものも含めてもっと必要だと思いますのでよろしくお願いします。

(吉岡会長) この点はいかがでしょうか。

(市民協働推進係長) まず 25 ページ幼少期からということで幼少期から学童期における取り組みという風に捉えております。DV については 51 ページ「DV 防止に向けた意識啓発」の事業 50 で「暴力を予防・防止するため、早期からの教育・啓発を行う。」ということで、デートDV についても啓発を行いたいと思っております。

(吉岡会長) 学童期を含むとした方がいいでしょうか。学童期にかけてとか。学校教育におけるとか。

(市民協働推進係長) 学校教育となると、幼稚園・保育園等が入らなくなるのかと考え、幼少期からとしているのですが。

(半田委員) 担当課が学校教育課と書いてありますので学校も入るのだらうと思いますが、上の文章に先程言われたように学童期にかけてと入るとよりはっきりするかなと思います。私たちが作成した「けんちゃんのふわふわふうせん」という子ども向けの啓発の紙芝居を、岩松小学校の 5 年生のクラスでさせていただきました。今までは放課後児童クラブでやっていましたので低学年が中心でしたが、5 年生では初めてでしたが 5 年生のクラスに丁度いい時期に必要な内容の紙芝居でしたと言っていただいて、ぜひ毎年この時期に来てくださいと嬉しいことを言っていただいたのですけれども、やはり小学校の 5 年生位に男女共同参画の話等を持ってくるのは、意外と教育としても役に立つみたいな事を言っていただきました。続けていきたいと思っております。何か書き入れていただくと...

(吉岡会長) 学童期、小中学校のことを明記するような言葉遣いを考えて、おそらく意図と

してはもう、小中学校は当たり前で早めに行いますというのがここでの意図だろうと思います。それで幼少期と書いていただいたと思うのですけれども、幼少期が特別に書かれた、特記された事で幼少期だけとは言いませんがそこに力を入れている、力が集まるような印象として出て来ているのかなと感じます。

(福成委員) 例えば幼少期からの段階的に応じた継続的教育活動を通してみたいな感じで、先程のように小学校5年生でも必要ですし、中学生でも重要だと思います。その段階に応じた継続的な教育活動を通して男女平等意識の醸成に取り組むために、のように何かちょっと学童など一言入るだけでそこも抽出されるような感じがしますので、そこから考えてずっと必要なのだよということがわかるようなメッセージが入るといいのかなと思いました。

(吉岡会長) そうですね。発達段階に応じたと提案いただいたようなものがよさそうですね。

(市民協働推進係長) 基本事業は、「幼少期からの発達段階に応じた教育における…」という形でよろしいですか。

(吉岡会長) よろしいでしょうか。では、そのように修正するようにしたいと思います。

「幼少期からの発達段階に応じた教育活動を通して…」という言葉に変えたいと。その他はいかがでしょうか。

(大迫委員) 7の教育者のための研修会というのがどのような形で行われているのかはよくわからないのですが、その数字を見たときに60名ってすごく少ないような感じを受けますので、やはりかかわっている皆さんが受ける必要があるのかなという印象を受けました。

(吉岡会長) この点に関していかがでしょうか。教育関係者に対する研修。

(市民協働推進係長) これは、市の学校教育課で人権教育の研修をしています。その中で男女共同参画の内容を扱った研修会も開催されていますが、各学校、全員参加するというのは難しいので、各学校から2、3名程度は参加するようになっていますので、年間にしたら60名程度。交代で参加されていますので、一部の人ではなく皆さんが参加していく形にはなります。

(吉岡会長) 時間をかければだいたい網羅できるという感じですね。

(市民協働推進係長) はい。そうです。

(吉岡会長) 研修会を聞いた方が持ち帰って周りに広めてくださればそれが一番いいのです

が、お忙しく難しいところもあるとは思うのですけれども、順繰りに来ていただいてなるべく網羅するような方向をあみだしていくということをお願いしたいと。大迫さんよろしいでしょうか。

(大迫委員) はい。

(吉岡会長) そのような事を意識して施策を進めてもらうということにしたいと思います。その他いかがでしょうか。

(西村委員) 人権擁護委員をしているのですが、小中学校に対して今、いじめをなくす運動をずっとやっております。12月ぐらいには各学校ほとんど終わると思いますけれども、その中で男女の問題なども取り上げています。この中で市役所の人権・同和対策室との関連がほとんどできていないです。ですからその辺を少し連携を取っていただいて、小中学校の男女平等についても行っていただきたいということです。

(吉岡会長) 人権・同和対策室との連携についていかがでしょうか。

(市民協働推進係長) このプランを作るにあたり人権・同和対策室とも話をしています。22 ページ事業 2「市報やホームページを活用し、人権(男女共同参画)に関する情報を提供する。」、26 ページ事業 10「人権ふれあいセミナー等において、男女の人権を取り扱った講座を実施し、人権尊重意識の高揚を図る」を担当課としています。人権の啓発の中に、男女平等・男女共同参画に関する啓発も含まれると思いますが、人権・同和対策室では、市民全体への啓発、取り組みが大きいかと思います。

(吉岡会長) 今の西村さんの提案は、例えば 25 ページ事業 7 ですが、まずは男女に一定の特化した研修会ではなく、日常的には言わないですけど、学校に出向いて人権に関する講和や研修会をされる。そこに男女の内容を盛り込んでもらうとわざわざ研修会を開く必要がないというところがあり、色々な機会を捉えて男女共同参画について研修に組み入れる、そういった工夫も必要だということだと思います。そういったことも確かにいいかなと感じます。どのような感じにしたらいいのかはわからないのですが、色々な機会にということが一文あっていいかなと思います。

(企画政策課長) ありがとうございます。男女の分については、やはり人権的な考えが一番根本にあると思っています。

総じて学童期に特化せず色んなところで研修を図るという意味で、23 ページ人権

擁護委員さんなどと一緒に、各種団体の皆さんの活動とともに連携してやっていくというつもりで事業 6 にはそのようなことを書いています。確かに、こちらに人権・同和対策室が表記されてないのでそこは、検討して一緒にやっていくように考えたいと思っています。よろしいでしょうか。

(吉岡会長) わかりました。では事業 6 のところで人権・同和との連携を考えてもらうということですね。それから次の生涯学習のところですね。いかがでしょうか。

(福成委員) 質問ですけれども小城市内に児童養護福祉施設というのは存在しますか。すみません、今すぐでなくいいのですが。

以前、児童養護福祉施設で研修を実施したときに先生から質問されて男の子に男の子らしさを教える、女の子に女の子らしさをどう教えていいですかという質問をされました。男の子らしさ、女の子らしさって何ですか。というように私は質問を逆に返したのですが、先生方が男女共同参画だったり、男女平等の意識だったりはないのかなと思いました。ここに書いてある事業 7 の「保育・教育関係者へ男女平等の視点に立った保育・教育のための研修会等を実施する。」とありますが、そこは保育園の先生、学校の先生方、児童養護福祉施設の先生方も対象にされるといいますか入るのかどうかお聞きしたいと思いましたが、今すぐには答えられないと思いますのでそういう先生方が学べる場はあるのでしょうか。

(市民協働推進係長) 児童養護福祉施設についてはないかと思いますが、宅老所で高齢者だけでなく障がい者、児童も対象としている所はあるかと思えます。児童養護施設については調べてみたいと思えます。ここに書いています保育・教育関係者へというのは、公立の小中学校、また保育園・幼稚園については公立・私立問わず保育従事者のネットワークというものがあましてそこでの研修等を検討されています。

(福成委員) ありがとうございます。

(吉岡会長) 確かにご指摘の通り、教育関係者の子どもにかかわる仕事、何らかの業務をしている人と捉えた方がいいだろうと私も思います。例えば学童保育をしている人も研修対象にした方がいいということもありますし、単に学校に勤めている、保育園に勤めている人と限定しない方向で研修会をやって頂けたらということは思います。その他ありませんか。

(藤井委員) 違うかもしれませんが、「幼少期からの教育における男女平等意識の醸成」と

いうときに、学校と子どもたちということですが、保護者も一緒にこういうときに同じような知識を得られるといいのかなと見ていたのですが、それはあまりないようでPTAなどでのご活動されていたりするので、そのときに一緒に同じことを学んで一緒にやっていくということも大事なのかなと思いました。

(吉岡会長)今の点、いかがですか。

(市民協働推進係長)このプランの中では、一緒にということは今のところ考えておりませんでした。大人の方、保護者さんについては、26ページの「生涯学習における男女共同参画の推進」で、人権・同和対策室で開催される研修会、行政区単位での出前講座であったり今年は映画上映をされたりもありますので、そういったところで保護者向けということは考えておりました。今のところ子どもさんと保護者一緒にということは計画の中には盛り込んでおりませんでした。

(半田委員)ぜひ盛り込まれた方がいいと思います。子育て中のお母さんは公民館活動に出てこられないです。それで是非PTAも先生も一緒にする場合は、出てこられると思います。その場所で男女共同参画の研修をされたら効果的だと思いますのでぜひご検討ください。

(吉岡会長)確かに施策の方向(2)の24ページ目の現況と課題の最後のところにも子どもだけでなく、保護者を含めた大人についてもという言葉も書き込まれていますので、市としては教育関係者に対する研修会をやって、そこに保護者も加わってもよいというような形で行ってほしいなと私も思います。その点もぜひ検討していただきたいと思います。その他いかがでしょうか。

では、私から26ページに性的マイノリティとありますが、どこかに用語解説みたいなものが入るかとは思いますが、これだけだとわからないのでこの言葉に限らず、なじみのない言葉については解説をお願いします。

(市民協働推進係長)1ページの前のページに付属資料ということで男女共同参画社会基本法、佐賀県男女共同参画推進条例、審議会委員名簿、男女共同参画推進のあゆみと用語説明を入れる予定です。今日提示しているプラン案にはありませんが、わかりにくい用語については最後の方に用語解説を入れたいと思います。

(吉岡会長)はい。では、基本目標全体についてよろしいでしょうか。

(古賀委員)先程、親と一緒に勉強したらどうかという意見がでていましたけれど、学校の

授業の中で人権に関しては授業があります。そして保護者も授業参観に来られて一緒に勉強する機会がありますが、この男女共同参画ひとつだけ取っては学校での授業には入ってないですね。できたらそういったことも人権と合わせて男女共同参画を学校の授業に人権同和授業の中に入れていけば、お母さんたちも一緒に勉強できるかなという思いがいたしました。

(七島委員) 中学生の娘がいます。人権のことで授業参観のときに親子一緒に話を聞く機会がありました。その中で LINE という通信アプリでのいじめが今は 7 割を占めるということで LINE の使い方を色々お話をされた中で、男女共同参画や人権であったりということが中に入ってくると思います。そういう場で男女共同参画という名前を捉えてお話をしてくださる講師の先生と呼ばれた方がいいかなと思います。

今、子どもたちのコミュニケーションというのが希薄になっていて特に LINE とかネットワークの中でしがらみがすごくあると思うのです。どれが本当のグループなのかわからないというところがあったりして、そういうところできちんと人権等を教えてくださる講師の方を必ず 1 年に 1 回呼んで勉強会をするなど、そういうところで教育委員会等とネットワークでつながってほしいと思います。

(吉岡会長) そうですね。人権教育、情報教育その中で相手を尊重するようなところと絡んで関連するような形で男女共同参画をぜひ取り上げてもらうというような学校教育課等との連携も是非進めてもらいたいと思います。

それでは基本目標 の方に入りたいと思います。では、基本目標 についてご説明をお願いします。

## **基本目標 男女が共に参画する社会づくり ( P 27 ~ P 32 )**

(吉岡会長) ありがとうございます。只今 27 ページ目以降の「基本目標 男女が共に参画する社会づくり」について家庭や地域それから施策、決定過程への女性の参画、男女共同参画の推進を説明していただきました。

まず 27 ページ目、前回の総論にあたる場所ですけれども何か成果目標も含めてお気づきの点などありませんか。

(半田委員) 基本的な考え方の上から 3 行目ですが主語がないと思います。2 行目から読んで「市民主体の取組みに対する支援や市の政策や方針決定過程への参画推進などの取組みを積極的に行い」となっていますが、この参画推進は誰が参画するのか、ここに女性の参画推進といれないと文章としてどうなのかな、わかりにくいかなと感じました。

(吉岡会長) 確かに女性とあった方が文章の意味がはっきりしますね。

(市民協働推進係長) はい、そうですね。文章が長くなっておりますので 3 行目の支援のところを切って、主語を付けて文章を訂正したいと思います。

(吉岡会長) その他いかがでしょうか。27 ページ目はよろしいでしょうか。

では、施策の方向(1) 家庭や地域における男女共同参画の推進のところを 28 ページ目から 30 ページ目までについていかがでしょうか。

(福成委員) 29 ページですが、基本事業 のところで「家庭における男女共同参画の促進」とあります。「男女がともに家事・育児・介護等を分かち合う大切さに気付けるような講座等を開催し、…」と書いてありますが、事業 12,13,14 に介護という内容が出てきていないということがあります。どうしてもまだ育児に目が向いている現状があるのですが、育児はゴールが見えやすいけれど介護はゴールが見えないので、そこに事業所さんがまだまだ気付けていない。これは基本目標 のところにつながっていくと思いますが、事業所さんがそこに目を向けていないのでそれを行政主体で進めていく方が先かなと思います。ぜひ事業の中に社会福祉課等と一緒にやるようなこともあるようなので、介護というキーをいれていただければかなと思います。

(吉岡会長) いかがでしょうか。私も同感です。

(福成委員) 例えば事業 13 の父親の育児参加を促進すると書いてありますが、ここに男性の育休制度等のノウハウをハンドブックの中に入れるのであればそこに介護を含めて、育児休業を取るという事は介護休暇を進めていく準備段階になるということを入れていただけるだけで育児休暇とは介護が始まるスタート、練習段階と私たちは言います。1 ヶ月、2 ヶ月休みが取れるということは、それだけ仕組みが整うということなので育休というのは休むにあたっての前段ということで、練習できるということでもやり方を見直すきっかけにもなります。このハンドブックの中に介護を盛り込むということはありかなというように思ったりしました。

(市民協働推進係長) 介護の担当課と話をし、事業として新たに加えるのか、事業 13 を修正するのかを検討したいと思います。

(吉岡会長) 子育てハンドブックの充実というのは、いいのではないかと思います。いずれにしても進めていった方がいいかなと思います。育休、介護休暇を取るためのひとつの手がかりとして考えるというようなことですね。その他いかがでしょうか。

(半田委員) ハンドブックで思いましたが、昔は母子手帳がありました。今も母子手帳はありますか。父子手帳を作ればいいのでは。母子手帳でなく父母手帳でもいいし、そこから変えてもらってもいいかなというように思います。

(市民協働推進係長) 父子手帳は、実際にあります。中身は出産前といいですか、お母さんの状況が書いてありその後、育児休業や離乳食の作り方などが書いてあります。

(福成委員) いつもらえるのですか。

(市民協働推進係長) 今は、健康増進課母子保健係でパパママ教室を開催した時に参加されたお父さんに配布されています。教室では、妊婦体験をしてもらい、父子手帳にその写真を貼ってもらい今日の感想や子どもさんに対してのお父さんからのメッセージを書いてもらわれています。また、お父さんの家事参加や、育児参加、離乳食の作り方なども書かれています。

(半田委員) 興味のある人にしか手に入らない感じですか。子どもが産まれたときに母子手帳は全員がもらえますよね。子どもが産まれる前ですね。子どもができたらお父さんにも配られると意識が育つかと思います。お金もかかるとは思いますけれどもお父さんを育てようと思ったらそういうことですよ。母子手帳を見ながら私たちも子育てしてきましたので。

(吉岡会長) 配布対象についてはいかがでしょうか

(市民協働推進係長) この件については、母子保健係と話をしたのですが、実際に妊婦さんの状況なども書かれていますので、母子手帳を交付するときに渡す時に父子手帳も渡した方がいいだろうという話でしたが、妊娠届の際、パートナーの方がいらっしやらないケースもすごく多いそうです。そこでどういった形で父子手帳を渡すのか。やはりお父さんに直接、説明をしながら保健師が手渡しした方がより効果的ということで、現在パパママ教室を開催しているときに渡されています。しかし父子手帳の配布については、どうするか結論はでていませんが、今後検討していきたいという話はでてい

ます。

(吉岡会長) 確かにそうですね。対象者全員に機械的に配れば良いというものでもないということですね。今は、パパママ教室に来られた方だけに配っていて、でもこれから検討されているということですね。わかりました。では、その他いかがですか。

(大迫委員) 29 ページ最初のところに「講座等を開催し、…」と書いてありますこの講座というのは、パパママ教室だけを指しているのか、それとも他に家事・育児・介護を含めた講座を開催されるのかなというように思いました。

(吉岡会長) いかがでしょうか。

(市民協働推進係長) パパママ教室であったり、児童センターや各保健福祉センターで育児サークル等が開催されていますので、その中での講座であったり、その他公民館等での様々な講座というように考えております。

(吉岡会長) その他ございませんか。同じページの一番下のところですけども、地域における男女共同参画の促進について自治会活動への女性参画を促進するための意識啓発ですね。女性区長は 1.7%、これはどこでもそうだとすることはあるのですが、何か手立てはありますか。何か具体的に考えられることはありませんか。

(市民協働推進係長) 自治会の区長さんは、やはり地区の推薦であったり、選挙であったりということもあり、市から一般的な男女共同参画の啓発として女性の参画という話ができるかと思いますが、行政から強制的には難しいところもあります。

(森永委員) 今回、私たちの集落は区長交代となっております。3 月の総会でですね。それでいつも言っていますが今度、区長誰がなるかなという話になります。そしたら、各班で候補を挙げてきて総会のときに決定していたのですが、男女共同参画の視点で女性の区長の呼びかけをしたが全然反応がないわけです。何か違和感を感じて男性でないといけないという考え、従来がそのようにしてきておりますので、慣習を崩すにはどうしたらいいのかわからないのですけれども、なかなか女性区長というのは出来にくいとつくづく感じました。

(吉岡会長) 呼びかけだけでも懲りずに言っていた。呼びかけだけは続けていただいて…。その他いかがでしょうか。30 ページ目までです。よろしいですか。では施策の方向(2)について見てみたいと思います。31 ページ目と 32 ページ目です。いかがでしょうか。

32 ページで事業 19 の審議会等への女性の登用ですが、女性参画の全体の割合については成果目標を掲げて取組まれる予定だとは思いますが、女性委員が0の審議会等をなるべくなくしてというか、そういったことでもここでの数値目標があってもいいかなという感じはします。もし可能なら検討してください。

(市民協働推進係長) 32 ページの基本事業 「女性人材と育成の活用」の数値目標に女性委員0の審議会をなくしていくという数値目標を検討したいと思います。

(半田委員) 前にも話があったかなと思います。女性人材バンクの登録者4名ということで何か寂しいのですけれど、私も市の女性人材バンクにだいぶ前に登録しましたが、何も使ってもらってない。それでそのうちに忘れてしまってという方が多いと思うのですが、人材バンクのあり方、活用の仕方等をもう少し検討しないともったいないと思います。

それと31ページと32ページの下の余白が多いですね。他のところより書き込み方が足りないので何かもうちょっと書き込んでもいいのかなと思います。バランスとして。

(吉岡会長) 女性人材バンクについて毎回、議論してなかなかいいアイデアも出ないですけども考えていきたいところではあります。今のところ何か考えられることはありますか。

(市民協働推進係長) 前回の審議会の時にもお話しをしたと思いますが、市の要綱が審議会への登用を目指すということに限定していますのでなかなか登録をされる方がいらっしやらないということがあります。他の市・町をみたところ講座等の講師を含めた人材バンクとして登録を受付けているところもあります。

登録をし易いというのには、この様な方法もあるかと思いますが、審議会への女性の登用を目指す視点からはどうなのかとお話しましたら、前回の審議会で、「登録された女性の講師の方に男女共同参画の研修等を実施して、講座の講師をされるときに男女共同参画の視点で講座を実施してもらうことも、男女共同参画の推進につながるのではないのでしょうか」という意見もありましたので、要綱の見直しも今後検討していかないといけないというようには思っています。

(七島委員) 私が思ったのは、女性人材バンクといっても内容がわかりづらいということがすごくあり、シルバーさん等だったらかえってわかりやすい形で、一緒にしてはいけ

ないと思いますが、そういう窓口として女性人材バンクは、こういう人材がいてこういうときに呼んでくださいという明確なことがあればもっと活躍できるのかなと。

例えばパソコンのアドバイザーや女性の介護経験者がいますなど具体的なところをもう少し明記していただければ活躍できる場があると思うのでどこかに明記されていた方がいいと思います。

(市民協働推進係長) 今は、人材バンクの情報は一般には公表していません。審議会の委員への登用に特化していますので、企画政策課に登録をしてもらい市役所の中で審議会の委員を決めるときに女性人材バンクから登用したいのでリストを見せてくださいと担当課から申請をもらって、その担当課だけに公表する形になっています。先程言われたようにパソコン、何らかの講師という登録はありません。先程お話していたように幅広い人材として募集をした場合は、広く公表ということができると思いますが、今の段階では審議会の委員登用に特化をしておりますので公表はしていない状況です。

(七島委員) 何かしら少し言葉を付け加えた方がいいかもしれないですね。大雑把な意味に捉えられるかなと。この中だけでも少しわかりづらいことがあります。女性委員とかプラスアルファ何かしら言葉があると。

(市民協働推進係長) 人材バンクの用語については、用語解説のほうでこういった内容というところを入れたいと思います。

(古賀委員) これは1回、市報か何かで人材バンクのことが出ていたと思います。

(市民協働推進係長) 年に1回は人材バンクの登録の募集を市報に掲載し、市のホームページ等にも掲載をしています。また、講座等を開催したときに登録を呼びかけていますがなかなか登録に結びついていません。

(福成委員) 市報に載ったということですが、どういう人を対象にして審議会がゴールだったとして、どういう流れでどういう人が欲しいのか、どういうふうに流れていくのかというような体系図みたいなものが載れば「人材バンクって何」と急に出てきている言葉なのでわからないと思いますので、既にある内容があれば少く先程、半田さんもちょっと白くないですかという話がありましたので、そういう意味で何か体系図みたいなものがあれば少し変わるのかなと思いました。

(七島委員) 有識者人材バンクとか。

(古賀委員) 総合計画の施策の中にはいってなかったですか。

(市民協働推進係長) 第2次総合計画の中では人材バンクについては、触れてなかったと思います。審議会等への女性の登用として総合計画の成果目標にはなっています。

(吉岡会長) 今後は審議会委員だけに特化しない方向で検討するのであれば用語解説の中でもそこを広げて書き込まれていたほうが見る人には敷居が低くなるのかなと思います。この中に解説されるときにも色々なところで講師としていける人も募集しています。また、たいなこと書かれたほうが今後はいいかもしれないですね。

(藤井委員) すみません。29ページに戻るのですが、違和感があったのは家庭における男女共同参画の促進ということで家庭にどう発信かという時に、なりたてのパパママや子育てなどそういうところに限定してあるので、例えば先程の介護の手帳というのは私たち世代の子育てが終わってから直面する問題であったりします。そこへの働きかけというのは、どのようにしていくのかなと。家庭には色々な世代がいらっやると思うのでそこをどのように発信していくのかなと思いました。

(吉岡会長) 確かに子育て世代、特に産まれて間もない世代だけが対象になっているように感じますが、どういう広がりを持たせていくのか。介護については、是非検討していただいてそれ以外の世代については基本目標の生涯学習など含めた啓発との合わせ技というような感じになると思いますけれども、確かに世代で限定されている印象があります。

(市民協働推進係長) 担当課、高齢障がい支援課とも協議をいたしまして、事業を加えるのか、全般的な啓発、先程会長が言われたように基本事業で対応するのかということを検討していきたいと思います。

(吉岡会長) 基本事業全体についていかがでしょうか。よろしいですか。

では、続きまして33ページ目以降基本目標について事務局よりお願いします。

## **基本目標 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり**

(吉岡会長) ありがとうございました。では、33ページ目です。「基本目標 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり」のところ。では、全体にかかわる33ページ目

のところについて何かご意見などありませんか。

(船津委員) 社会福祉協議会で子育て支援を担当している中で今、お母さんやお父さんたちの一番課題になっていると思うのが病気、病後の子どもを見てくれる人がいないということです。小城市は病気・病後の保育は市内では1ヶ所もなく、佐賀市と江北町のほうで3ヶ所、実施しているところにお世話になっているという形で、あとはファミリーサポートセンターのほうで施設もないので、協力会員の方の自宅で預かってもらっているというのが現状です。

病気の子どもさんを何の資格もないのにといいいますか、協力会員の方で看護師や保育士の資格のない方も協力会員の中にはいらっしゃるので研修は受けていただいています。そこでリスクの高い子どもさんをお預かりしているのが現状で、病気・病後の保育施設は、市外まで連れて行かなければいけないというところで使い勝手が悪い状況です。本当にこのことは、急務だと思うのですが色々な会議の中でもぜひ、このことをお願いしたいところです。本来は保育園の中に病後室があって普段生活している環境とあまり変わらないところで預かっていただくことが一番いいなと思うのですが、せめて市内に病院併設型ができるといいかと、ぜひ早急という願いも込めてですね。

それとワーク・ライフ・バランスともかかわってきますが、子どもが病気のときに休めない企業と一緒に考えていかなければ介護休暇、育児休暇というところはかなり言われていましたが、子どもが病気のときに子育て世代の親たちが休めるような方向をぜひ推進して頂きたいと思います。特に父親が休むと偏見等もあることと、ひとり親世帯が小城市にもすごく多くて本当に困っています。「子どもが病気で休むなら明日から来なくていい。」と言われるとか、正規の社員さんや職員さんは有休などもありますけれど、休んだら賃金が減ったり、休んだら来なくていいと言われてたり、面接に行って子どもが病気のときにどうするのか。預けるところがあるのかと言われて採用を切られたり、採用してもらえなかったりという話も聞きます。ぜひ皆さんに強くお願いしたいなと思います。

(吉岡会長) 大切なご指摘ありがとうございます。ではまず順番に 35 ページ目の事業 23 にあります病児・病後児保育を実施ですけれども今、急務だというご指摘ですが計画はあるのでしょうか。

(市民協働推進係長) 担当課の社会福祉課に確認を取りましたけれどもやはり、今のところ江北町や佐賀市の小児科医院併設で実施をしているため、その周知広報をしていくということでした。検討はこれまで色々されていたようですが、市内で実施するというのは今の状況では難しいと聞いています。

(吉岡会長) ここに事業としてあがっていますが。

(市民協働推進係長) 現状として江北町や佐賀市のほうに委託をして実施しています。船津委員さんから言われたように遠いということがあるとは思いますが、実施はされている。担当課として市内での病児・病後児保育はこれまでも検討はしているみたいですが、病院併設というのは今のところ難しいようです。

(吉岡会長) 何かそれに代わる可能な手段も当然考えておられると思うのですが、ファミリーサポートについても看護師の資格がある方などそういう人たちも引き込んで保育してもらえとか、そういう出来る資源を考えて何かもう少し具体的な事業の中身を考えていただけたら基本目標として安心できるかなと思います。

(市民協働推進係長) ファミリーサポートは事業 20 になりますが、子育ての手助けを必要としている人に対して子育てサポーターの利用促進を図るところになります。その中で病気の子どもさんを預かっているという現状はあると思っています。

(吉岡会長) 資格がないといいますが、それが悪いということではないし仕方がないのですが、きちんとした知識を備えた人がなるということになると、より頼みやすいということを見ると、そこにファミサポのサポーターを集めるときにも、そういう人になってもらうというようなことを事業としても明記された方がいいのではないかと。単にファミサポと文章を書かれるのではなくて、そのメンバーの中に資格を持つ人を入れるということも書き込むほうがいいのではないかと。

(市民協働推進係長) ファミサポ自体ではやはり積極的に病児保育は難しい感じがあるのではないのでしょうか。

(船津委員) 小児科の先生を講師に迎え講座等にも来ていただいているのですが、リスクが高すぎるということをいつも指摘されています。施設もないので看護師の資格を持っていらっしゃる会員さんも当然いらっしゃるのですが、自分の家で預かります。そうしたら家族がいるので感染症、例えばかぜ・熱・おう吐下痢・水疱瘡等ですが、自分の子どもがいたり親が高齢者だったりすると、自分はいいい見てあげたいけど家族がい

るから見られない。今、3人ぐらいです。見ていいという方がいらっしゃいます。

市外の病児・病後児施設に登録をしていらっしゃる利用会員さんも沢山いらっしゃるのですが、枠がありひとつの病院で4人など決まっています。朝、病院に連れて行って施設の予約を取って、取れないときもありますし、今から病気が流行りますとなかなか予約が取れない。そうしていると2時間や半日くらい経って結局、休まなければならないって使い勝手が悪い。昨日もそのような相談がありました。ぞうさん保育室やかかるがものへやというのがあり登録はしていますけど送って行く時間などを考えたら難しいとの声があります。あと市民病院の小児科の安藤先生とサポーターとの連携は取っていますが、安藤先生も自分が診ていない子どもさんの状況を今、こういう状態ですがどうしたらいいですかと連絡をいただいても自分が診察をしていたら対応ができるけれど診ていない子どもさんの状態を言われても一般的なことしか言えないということがあります。せめて施設だけでもあると、この部屋は病気のとくに使っていいよということがあれば少しは違うかな。病院併設が難しければせめて施設があればいいかなと思います。

(福成委員) 病児保育の施設の設定というのも確かにビジネスモデルとしてあったほうがいいとは思いますが、そこに手を上げる企業がなかったり、民間がいなかったりするとやはり行政主体でやらなければならない。そうすると、どこからお金が出るかというような色んな問題があるので抜本的な問題は何かということと働き方の問題です。そこまでして子どもを預けて仕事に行かなければならないのかということでお母さんたちは、後ろ髪を引かれながら働きに行かなければいけない。そこは、やはり改善していかないといけないということで今の話から少しずれていくかもしれないですが、34 ページに女性の活躍推進と男性の意識改革とあります。これを男性というように限定してしまっているのはちょっと語弊があると思うのですけれども。ということは、どういうことか。36 ページには男性の意識改革というのは、「男性にとっても仕事と生活が両立できる暮らしやすい社会の実現に向けて意識啓発を行っていきます」と書いてありますがもう、意識啓発の段階ではないというか、すみません、厳しいことばかりかもしれませんが 36 ページの事業 27 の「男女共同参画の必要性について、男性にも共感できるよう意識啓発を行う。」というような優しい感じではないですね。急務だという状態で女性も活躍してくれと言っているのに、子どもを預けて後ろ髪を

引かれながら働く環境をいかに変えていくかということは、企業に対する働きかけが徹底的に必要です。ですから、施設を準備することが今すぐにできないということであれば、今ある企業にどれだけ働きかけをして、今からそういう時代になっていくのですよ。そういう人たちを活躍させるということは。言い方が悪いですが、私もひとり親で子育てをしているというハードルがありますので、そのハードルを越えて来れた人だけが活躍できる状態をつくってしまうと企業が存続できないことをいかに分かってもらうか。それをいかに整備していくのかということが重要なわけです。だから、働き方改革というように呼ばれていますのでそこをもう少し押していくような方針が必要かなと思ったりします。

(吉岡会長) 関連して何かありますか。

(七島委員) 先程、福成さんがおっしゃったことでこの男性の意識改革というところプラスアルファ、事業 27 のところは、男性にだけではなく、社会的にという言葉が入るといいと思います。男性ばかりが管理職だからというような意味が入っているような気がします。男性の意識改革の中にもうひとつ社会的男女共同参画という意識を向上するのが一番だと思います。実際、私たちが会社の経営をしてきて子どもの世話で来られないのだったら明日来なくていいですと、これは極端な言い方ですけど、中小企業は一人欠けるとすごく大変な状況ということは、私もすごく分かります。もともと男性はフルで働く、女性はサポート的ということが社会に蔓延しているということがありますので小城市がきちんとここで男性も家庭で役割を担う会社づくりを応援していきますというところを入れたほうがいいのかと思います。仕組みづくりという深い部分になるかとは思いますが、やはり男性はフルで働くという概念をはずす、そう言うところを何かしらこの中に盛り込んでいければいいかなと思います。

(吉岡会長) ありがとうございます。その他に何かこのことに関して他のご意見ありませんか。39 ページ目と 40 ページ目の「働く場における男女共同参画の推進」ということを掲げられて 40 ページの事業 30 に育児休業・介護休業の取得促進と書いていますが、確かにご指摘がありましたように長時間労働含めた働き方そのものの意識改革といいですか、あるいは短時間勤務や子どもが病気のときの休暇の取りやすさ、それからもちろん、男性がメインで女性がサポートのようなそういうものを含めた広い意味での働き方に関する啓発のようなことは行うべきだと思いますので、ここに力を入れ

ていきたいと思うのですがいかがでしょうか。今、話題に出ているような働き方に関して特に力を入れるようなことを具体的に明記して働きかけをするということを示すという検討してもらおうということはいかがでしょう。

(福成委員) この施策、働き方の改革を含めた女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを考えていくときに、たぶん行政ベースでやれるところと、そうでないところがあるのではないかと私は思います。いち早く企業の方に気付いていただかないと企業の経営戦略がワーク・ライフ・バランス、働き方の改革だということを熱く語る人たちは誰なのかといったら、やはり私は商工会議所・商工会さんかなと思います。ですから39ページの現況と課題のところ「事業所等に対して、商工会議所や商工会等と連携を図りながら広報・啓発活動を充実させていく必要があります。」とあります。ここに対する施策、連携と施策のようなものが可能なのであれば、そこを行うことはたぶん、まだまだ佐賀県でも佐賀市でもやっていないところではないかなと思いますので、その部分を手厚く、基本事業の中にもう少し盛り込んでいくことができたらいかなと思いますがいかがでしょうか。

行政だけでやっていただけのでしたらそれが一番だと思いますが、やはり協力者と一緒にやれる仲間や方法論を知っている人や、先程七島さんがおっしゃった経営していて中小企業もこうだということをしっかりと両者が対話しながら方向性を見つけていける場のようなものを設定していくようなことができれば、行政、小城市の皆さんのお仕事というところで力が発揮していただけるのではないかなと思います。

(吉岡会長) 確かに基本的には、民間の事業所ですから行政が関与ということは限られていることはありますが、協力を得てということですが、何か商工会議所さん...

(百崎委員) 600弱の会員さんがいらっしゃって年間会報などを何回か発送していますので、関連したチラシのようなものを発送できるのかなと思います。

(吉岡会長) 啓発のパンフレットなどを配る。協力して頂かないと。今後事業が立ち行かなくなってくるということもあると思います。

働くということに関して何か大平さん、思い付くことなどは。

(大平委員) 先程の話に戻ります。病後児保育に関しては要望としては、とても大きいと思いますので私たちの方では、行いたいと思っていますが、やはり病院と提携しなくてはいけないという点と先程の普段みていない子をいきなりみるという点と病院に併設

となるともう1箇所事業所をつくらないといけなくなりますので目が行き届くかという問題もできます。

例えば看護師を雇ってそこにまかせっきりでいいのか、それでは何かあってからではいけないからですね。うちの場合は、2箇所事業所がありますのでそこを見ていくだけでいっぱいいっぱいになっています。自分の園の敷地内でだとやりやすいのですが、そうするとやはり医師の協力が必要不可欠になってきます。園長会などでも話をしたりしますが、ひらまつ病院さんなどは事業所内保育などをされていますのでそういうところでやってもらったら一番安心して預けられるという話はしたりしています。勝手にこちらから言えないのでそういうことを思ったりしています。私たちができることは先程、場所があればと言われていましたが場所を貸すだけというのもどうなのかなと思ったりしています。もう少し環境が整って医師との連携がうまく取れていければこちらとしても皆さん困られていますので、したいと思っています。

(吉岡会長) 保育園と病院を仲介するようなことは。

(大平委員) 園と近い病院もありますが基本予約でいっぱい、いきなり連れて行くこともなかなかできないです。うちの園児で緊急の場合は、小児科でなく余裕があって診てもらいやすいところをお願いしたりする状況で、連携を取るということはなかなか難しいですね。

(吉岡会長) 審議会としては、事業 23 の病児・病後児保育を何とか市内で対応してもらえないかという強い意見があったと、担当課に伝えていただいて市外の施設を利用すること以外の何か別の手段を少しでもいいので検討していただきたいということを意見として伝えていただきたいです。

それから事業 30 の辺り、事業 29 のワーク・ライフ・バランスのところになるかもしれませんが、働き方の色々な問題、事業所への働きかけについても検討していただきたいです。

(七島委員) ワーク・ライフ・バランスというところで企画政策課プラスアルファ商工会議所さんが一緒になって勉強会をされた方がいいと思います。

(吉岡会長) もし、協力が得られそうでしたら名前も書かせてもらってというようなことですね。

(半田委員) 言葉としてワーク・ライフ・バランス、プラス働き方改革というのがすごくイ

ンパクトがありますのでぜひその言葉と男性がフルで働くという考え方を変えましようというような言葉も盛り込んでいただくと、より具体的になるかなと思いますのでよろしくをお願いします。

(吉岡会長) 長時間労働、そもそもの慣行といえますか職場復帰も、ですね。では、病児・病後保育と事業所への働きかけということは、審議会としては検討を求めるということにさせていただきます。その他について基本目標 で何かお気づきの点ありませんか。

(半田委員) 質問です。市役所内部における男女共同参画の推進というのは、他の地域でもありますか。すばらしいなと思ってですね。

(吉岡会長) 市役所が率先してということですね。

(市民協働推進係長) 審議会等への女性の参画推進もですが、市役所の各担当課が実施する施策の中に男女共同参画の視点をいれてもらう、また市役所が働く場のモデルになるということで「市役所における男女共同参画の推進」を挙げております。他の市町でも市役所における男女共同参画の推進は挙がっています。

(吉岡会長) 今日の追加資料、最初の色刷りのグラフの中には、市の職員に対する意識調査がでてきていますが、父親としても育児休暇を取るのが当たり前だ、あるいは望ましいという意見が多いのですけれど、なかなか難しいという意見もまだまだ多いのでぜひモデル事業所としてがんばってもらいたいと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、今日は基本目標 からまで検討しましたが、全体を通して何か思いついたことなども含めてありませんか。

(半田委員) 先程、思いついたのですが基本目標 の男女が共に参画する社会づくりのところで男女参画という場合、女性議員の数や女性の政治参画の課題は常にでてきますよね。それに対する記述がないかなと思って、いれるならこの基本目標 のところに女性の政治参画というのが必要なのかなと思いました。

(吉岡会長) 事業 19 に審議会のことは書かれていると思いますけれど、女性議員を増やすとか政治分野でのことは、事業所などは色々な意思決定の場での女性の参画ということは可能性としてはあると思いますが、確かに女性議員というのは難しいという感じですかね。

(企画政策課長) それも考えたのですが、行政から議員を増やそうというのはなかなか言いづらいところがありまして、逆にこういう施策決定に関わってくださった中で、やは

りもっと大きなところで意思決定をしなければいけないと感じていただいて、政治参画をしていただく形が一番望ましいのかなというように思っています。

(吉岡会長) 小城市が関わることとしては市議会ということですかね。政治参画から進めていくこと、本来の男女共同参画だと。

(百崎委員) 女性の活躍推進意識改革のところでしたが、先日、集落でお祭りがありまして神輿を担ぐのはだいたい男の方でしたが、去年から女性神輿、女神輿というのですが20名弱位の方を募って20代から50代くらいまでの方ですが。リーダーシップを取る方が一人いらっしやいまして。以前に比べたら意識改革が変わってきているのかなと。これがどんどん広がって華やかになって祭りが盛り上がってくれるといいかなと感じました。

(吉岡会長) そういった祭りもそうですけれど先程、森永さんが女性の人を区長にと意見を下さったのですが、そのように一步一步進めていくという感じでいきたいところです。今日の話、全体的に何かありませんか。

(福成委員) 今日、病児保育の話が出ましたが、全国的なビジネスモデルとして駒崎さんという男性の方がフローレンスを運営されています。フローレンスは在宅介護なのですがその対象者のところに派遣された方が行って保育をするというようなビジネスモデルです。そのときの安全を守る8つのポイントのようなことが書いてあったり、ノウハウだったり書いてあるのですが、駒崎さんがやっているのは病児保育だけでなく、ひとり親や発達障害を抱えている子どもたちをどう扱っていくかというようなノウハウもお持ちだったりします。

そういう事業は、既にビジネスモデルとしてありますのでそういったものを情報展開していくということは私は、ありなのかなと思います。傍聴席と書いてあるところに誰もいらっしやらないですが、どなたかそれに関係する方がいらっしやってこれてもしかして社会的な課題なのではという感じで民間として立ち上げられたりするのが一番なのかなと思います。今日、2時間お話ししていただいた中でも課題はいっぱいあってまだまだ行政だけでは手が足りないところもいっぱいあり、商工会議所さんや民間の企業さん等と連携しなければいけないところもあると思います。傍聴席にどなたか来ていただいてがんばらないと、と思う人が増えてくると、そうする意味で審議会の参加者というのもどんどん増えてくるのかなと思いますので、もっと開かれ

た場になっていくといいなというように思います。今がいけないということではなく、私はすごく皆さんといい議論をさせていただいたなと思いました。

(吉岡委員)何か言い足りないことは、ありませんか。では、今日は色々なご意見ありがとうございました。基本目標の から までは、審議したということにしたいと思います。次回は、ある程度ご検討していただけると思いますのでその結果についても次回11月4日の審議会で公表いただけると思います。

議事(2)にその他とありますが何かありますでしょうか。

では、予定されている議事は以上です。

## (2) その他

(吉岡委員)議事(2)にその他とありますが何かありますでしょうか。

特になし

(吉岡委員)では、予定されている議事は以上です。

## 3. 閉 会

(企画政策課長)皆さん、本当に今回も熱い議論を交わしていただきましてありがとうございます。この審議会はとても有益だなと本当に思っておりますので次回もどうぞよろしくお願いいたします。

次回はレジメに書いておりますように11月4日金曜日の申し訳ありませんが、夕方になりますけれど4時からになっております。どうぞよろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

午前11時42分 閉会